

# 川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、「川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについて定めるものとする。

(自立支援計画書の策定)

第2条 要綱第8条の規定に基づく自立支援計画書の策定にあたり、母子・父子自立支援プログラム策定員は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 要綱第4条に規定する支給対象者（以下「支給対象者」という。）の意向を踏まえつつ、就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況から判断して、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）に合格することが適職に就くために必要であるか等を的確に把握すること。

(2) 要綱第6条に規定する対象講座が、高卒認定試験に合格するために適当であるかを確認し、必要に応じて対象講座の変更の助言を行うこと。

(母子父子寡婦福祉資金貸付との併用)

第3条 市長は、要綱第5条に規定する支給申請者の生活状況等に応じて、受講修了時給付金の支給と母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子福祉資金及び父子福祉資金の貸付の併用を認めるものとする。

(審査に係る留意事項)

第4条 要綱第11条に規定する審査会において、川崎市ひとり親家庭高等

学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（以下「受講対象講座指定申請書」という。）に基づく審査の際、次の各号について留意するものとする。

(1) 原則として、過去に要綱第3条に規定する給付金（以下「給付金」という。）を受給したことがある者には支給しない。ただし、過去に給付金を受給したことがある者が申請者の場合であっても、対象講座を受講する者が過去に給付金を受給していない場合には、給付金の支給は可能であること。

(2) 受講対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日及び受講期間については、受講施設に確認すること。

(3) 対象講座は、受講開始前にあらかじめ指定を受けることとなっているが、受講開始後に支給対象者となった場合で平成28年4月1日以降に受講を開始し、講座指定申請時に受講中であつた者が受講を修了した際には、受講修了時給付金を支給することが可能であること。

（支給額算定の留意事項）

第5条 給付金の支給額は、支給対象者の対象講座の受講のために支給申請者が支払った費用（以下「受講経費」という。）に基づき算定するものとし、その算定にあたっては、次の各号について留意するものとする。

(1) 受講経費の対象は、受講施設の長が証明する受講施設に対して支払われた入学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費）及び当該経費に係る消費税とすること。

(2) 次の経費については、受講経費の対象から除外すること。

ア 高卒認定試験の受験料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 講座の補講費

エ 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用

オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

カ 受講のための交通費

キ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合における、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）

(3) 算定した支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

(4) 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合のいずれの場合においても、受講者が支払った費用として受講施設の長が証明する額を対象とすること。

(5) 支給申請時点で受講施設に対して未納となっている入学料及び受講料は対象としないものとする。

(受講開始日及び受講修了日)

第6条 受講開始日及び受講修了日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受講開始日 通学制の場合は対象講座の所定開講日であり、通信制（通信制に準ずるものを含む。）の場合は受講申込み後初めて受講施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも受講施設の長が証明する日

(2) 受講修了日 受講施設の長が、その施設の定める修了認定基準に基づき受講者の受講修了を証明する日

(受講修了証明書及び受講経費に係る領収書)

第7条 要綱第14条第2項第1号に規定する受講修了証明書及び同条第2項第2号に規定する領収書は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受講修了証明書 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づき、

受講の修了（受講した講座（科目）の全てを修了した場合をいう。）を認定した場合に発行するもの。ただし、記載事項に訂正のあるもので、受講施設の長の訂正印のないものは、無効とする。

- (2) 領収書 受講施設の長が、受講者が支払った受講経費について発行した領収書。ただし、受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とする。
- 2 前項第2号に規定する領収書又はクレジット契約証明書には、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 受講施設の名称
- (2) 対象講座名
- (3) 受講者氏名
- (4) 領収額又はクレジット契約額
- (5) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (6) 領収日又はクレジット契約日
- (7) 領収印
- (8) 領収書に訂正のある場合にあつては、受講施設の長の訂正印  
(支給対象者の支援等)

第8条 事業の支給対象者が、高卒認定試験に合格した場合は、母子家庭等就業・自立支援センター事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の就業支援等により、引き続きひとり親家庭の自立を促す支援を行うものとする。

- 2 支給対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、事業の合格時給付金の支給対象とはならない場合であっても、引き続き高卒認定試験に合格するための支援を行うものとする。

(その他の事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。